

集団的自衛権容認の閣議決定を批判する

山内 敏弘

安倍内閣は、7月1日に、自民・公明両党の与党協議での合意を踏まえて、集団的自衛権の行使を現憲法の下でも可能であるとする閣議決定を行なった。これは、日本国憲法の基本原理である平和主義と立憲主義を根底から破壊しようとするものであって、断じて許すことはできないというべきである。

閣議決定は、単に集団的自衛権の行使の問題のみならず、「武力攻撃に至らない侵害への対処」やPKO活動への参加のあり方、さらには、「武力の行使との一体化」の問題などについても、自衛隊の活動の範囲を拡大する内容となっており、これらの問題についても具体的な検討が必要であるが、ここでは、紙面の制約上、集団的自衛権に関する問題に絞って閣議決定の問題点を批判的に検討することになる。

一 閣議決定による解釈改憲の違憲性

今回の閣議決定は、日本が憲法施行以来70年近くにわたって憲法の基本原理（国の基本的な方針）としてきた、集団的自衛権の行使は憲法上認められないという憲法規範を、一内閣の閣議決定によって変更しようとするも

のであって、そのこと自体が、憲法9条に違反するのみならず、憲法の改正手続きを定めた96条にも明らかに抵触するものといわなければならない。

なぜならば、憲法96条は、単に憲法の明文の規定（テキスト）を改正したり、新たな規定を設ける場合に、96条の改正手続きを必要としているだけではない。実質的な意味での憲法の基本的規範を変更する場合にも、96条の改正手続きを経ることを要請しているのである。集団的自衛権の行使が認められないということは、確かに憲法に明文の規定はないが、しかし、そのような基本的規範が憲法9条の含意であることは、9条が戦力の不保持を規定し、交戦権を否認したことからの当然の論理的帰結なのである。そして、そのことは、憲法学説の圧倒的多数が認めてきたところである。

そのような基本的な憲法規範を変更するには、96条の改正手続きを要するというのが、96条を設けた趣旨であるし、また立憲主義の要請である。そのことを無視して、単なる閣議決定によって、憲法の基本的規範を変更す

2014年8月1日 月曜

新報 琉球

THE RYUKYU SHIMPO

号外

集団的自衛権の行使容認

閣議決定で解釈改憲

海外戦争に参加可能

閣議決定のポイント

- 集団的自衛権の行使容認は、国際法上の権利であり、我が国は国際法上の権利を行使する権利を有する。
- 集団的自衛権の行使は、自衛隊の活動範囲を拡大する。
- 集団的自衛権の行使は、自衛隊の活動範囲を拡大する。

ることは、国民と国家に留保された憲法改正権を篡奪することになるし、また、96条の基礎にある立憲主義そのものを否認することになるのである。

二 集団的自衛権容認論の欺瞞性

閣議決定は、集団的自衛権の行使を容認する根拠を、1972年の政府見解においているように見せかけている。しかし、これは、木に竹を接いだ議論というか、羊頭狗肉もいところである。なぜならば、1972年の政府見解は、集団的自衛権の行使が認められないということを明らかにしたものであって、その理由として憲法前文や13条の国民の生命・自由・幸福追求権などをあげているのである。同じ憲法前文や13条を根拠にしてどうして集団的自衛権の行使が可能とする結論を導きだすことができるのか。もしできるとすれば、それはもはや「法の論理」ではなく、「力の論理」であろう。

従来の政府見解は、自衛権行使の要件とし

て、①わが国に対する急迫不正の侵害があること、②これを排除するために他に適当な方法がないこと、③必要最小限の自衛権の行使にとどまらなければならないこと、が必要であるとしてきた。これに対して、今回の閣議決定は、①の要件に「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされる、国民の生命・自由・幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」をつけ加え、さらに、②の要件を「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な方法がないとき」と変更した。従来の政府見解と180度異なったものとなっているのである。

政府与党は、これによって集団的自衛権の行使を限定的なものにしたとしているが、それは言葉の上だけの話であって、実質は集団的自衛権の全面容認である。例えば、「わが国と密接な関係のある他国」とは具体的にどここの国を指しているのか。「密接な関係」の解釈如何では、地球の裏側の国までも含まれることになるであろう。また、「他国に対する武力攻撃」によって「わが国の存立が脅かされる明白な危険がある場合」とはそもそもどのような形でありうるのか。常識的には想定不可能であるが、政府与党は、これによって石油などのシーレーンが脅かされるような事態を想定しているようである。しかし、それは、かつての日本が「生命線の確保」とか「自立存続」を名目としてアジア諸国に軍事侵攻

した時の論理と似ていることか。

三 集団的自衛権の本質と危険性

集団的自衛権の性質については、①個別的自衛権の共同行使、②他国に関する自国の死活的利益を守る権利、③他国防衛をする権利といった諸見解があり、国際司法裁判所は、③の見解を採用しているが、私も、そのように解している。集団的自衛権は、自衛権とはいうものの、その本質は他国防衛の権利であり、また他国家間の戦争への参加権なのである。そのような権利が戦争の全面的放棄を規定した憲法9条の下で認められる余地はないのである。

たしかに、国連憲章51条は加盟国に個別的自衛権と並んで集団的自衛権を認めているが、しかし、それは、国連憲章の集団安全保障システムの中心にあつては、例外的な、または「鬼つ子的」な存在なのである。しかも、その運用実態をみれば、それはほとんどの場合大国の小国に対する軍事介入・侵攻の歴史であつた。アメリカのベトナム侵攻(1965)、ソ連のチェコ侵攻(1968)、ソ連のアフガニスタン侵攻(1979)、アメリカのアフガニスタン攻撃へのNATO諸国の参戦(2001)などがその最たる例である。

閣議決定は、集団的自衛権の行使を認めることによって、「戦争に巻き込まれる恐れは一層なくなっていく」として「抑止力の意義」を強調しているが、しかし、これは上記

のような運用実態に照らせば、間違っていることが明らかであろう。かつての軍事同盟が二度の世界大戦の大きな要因となったことをも想起すべきであろう。日本の現状に即して言えば、閣議決定に対して、早速中国と韓国が批判的な共同声明を出していることにも示されるように、集団的自衛権の容認は、むしろ近隣諸国との緊張を激化させる役割を果たしている。日本は、そのような戦争への道を選ぶのではなく、平和憲法にしたがつて、不戦と完全軍縮への道をいまこそ選択すべきであろう。そのために一人でも多くの市民が声を上げるべき時と思われる。

(やまうち・としひろ／一橋大学名誉教授)

2014年
わだつみ会 8・15集会のご案内

日時：8月15日(金) 開場 午後1時

開演 午後1時半

講師：青井美帆氏

講演：「集団的自衛権を考える」

(学習院大学教授、戦争をさせない
1000人委員会の呼びかけ人)

参加費：一般1000円、70歳以上800円、
学生700円

ところ：飯田橋レインボービル

1階会議室
(JR飯田橋駅西口、メトロ有楽町線・

南北線飯田橋駅神楽坂B3出口、徒歩
5分)

主催：日本戦没学生記念会

(わだつみ会)

電話：FAX：03-3815-8071